○国家公安委員会告示第十五号

道 路交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 第百八条の二十八第一項及び第四項の規定に基づき、 交通の方

法に関する教 則 (昭 和 五十三年国家公安委員会告示第三号)及び交通安全教育指針 (平成十年国家公安委員

会告示第十五号)の一部を次のように改正したので、告示する。

令和二年三月二十七日

国家公安委員会委員長 武田 良太

(交通の方法に関する教則の一部改正)

第一条 交通の方法に関する教則の一部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表により、 改正 前 欄に 1掲げ る規定の 傍線を付し 又は破線 で囲 んだ部分をこれに順次対応する改正 一後

欄に 掲げる規定の 傍線を付し 又は破線で 囲んだ部分のように改め、 改正前欄に掲げるその 標記部分に二 重

傍線を付した規定 (以下「対象規定」という。)で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないも のは

これを削り、 改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、 これ

を加える。

(交通安全教育指針の一部改正)

第二条 交通安全教育指針の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げて

いないものは、これを加える。

の傍線を付した部分のように改め、